

繊維製品品質表示規程 改正 よくあるご質問 …Q & A集…

よくお聞きする疑問点やご質問の中から、代表的なものをピックアップし、Q&Aにまとめました。

2017年4月1日付のリリース「繊維製品品質表示規程等が変わりました！」と併せてご覧ください

No.	ご質問	回答
1	<p>【施行日について】 施行日は、2017年4月1日と聞きましたが、この日から店頭の商品が全て新しい表示にならないといけないでしょうか？</p>	<p>新たに表示が義務化された帽子以外の改正内容(ズボンの裏地、マフラーの取扱表示、毛布のたて糸表示、人工皮革の表示、繊維の用語の整理)には、1年間の経過措置期間(2018年3月31日まで)がもうけられています。その期間中に、新たな表示へ変更する準備をしてください。 なお、1年間の経過措置期間中に、国内で製造された(表示された)ものは旧来の表示でもよく、その製品は経過措置期間を終えた2018年4月1日以降も販売できます。ただし輸入品で、旧来表示での対応をする場合は2018年3月31日までに日本に輸入されなければなりません。 ※例えば、A国で生産・表示をし、2018年4月1日以降に日本に輸入される製品は、新しい表示である必要があります。</p>
2	<p>【帽子への表示を義務化】 新たに表示対象に追加されたと聞きました。条文を見ると「糸を表生地の一部または一部に使用して製造したもの」が対象となるようですが、“一部”とはどの程度を言いますか？</p>	<p>表生地(帽子の頭・つば・つば裏・ひさし・ひさし裏)の全部又は、一部に家庭用品品質表示法で指定されている糸を使用した帽子が表示の対象となり、表生地の装飾に使用した糸も表示の対象となります。 ただし、装飾に使用された糸の混用率が全体に対して5%以下の場合には組成繊維から除いて混用率を算出することができます。(混用率の特例) なお、表生地に繊維を使用していない帽子(例:麦わら帽子など)は表示対象外ですので、仮に装飾に繊維が使われていても表示不要となりますが、以下のように表示をすることが推奨されています。 本体 天然草木(麦わら) リボン ポリエステル 100%</p>
3	<p>【帽子への表示を義務化】 【マフラー等について家庭洗濯等取扱方法を表示事項に追加】 帽子やマフラーの表示は縫い付け義務がありますか？</p>	<p>ラベルを縫い付けることで壊れてしまう等のリスクがある帽子やマフラーは、シールの貼付けや下げ札でもかまいません。</p>
4	<p>【マフラー等について家庭洗濯等取扱方法を表示事項に追加】 マフラー、スカーフ、ショールが追加されたようですが、バンダナは対象でしょうか？</p>	<p>バンダナはハンカチに該当するため、表示は義務付けられていません。</p>
5	<p>【繊維の名称を示す用語の整理】 今回の改正で、例えばリヨセルの場合は、「再生繊維(リヨセル)」と表示することになったと聞きました。リヨセルなら繊維の鑑別試験で明確になると思いますが、万が一種類が分からないような繊維があった場合は、どのように表示すればよいですか？</p>	<p>何も情報がなかったり、通常の試験機関等の鑑別試験をしても繊維の種類が不明な場合は、「再生繊維」のみの表示も可能です。 例/繊維の種類まで分かっているが指定用語外=植物繊維(黄麻) 分類は分かっているが、繊維の種類は不明=植物繊維</p>
6	<p>【繊維の名称を示す用語の整理】 “複合繊維”の表示方法はどうしたらよいですか？</p>	<p>今回、指定用語に追加された複合繊維は、ポリマーの名称を示す用語とされているようです。多種多彩ですので、ここで全てをお示しすることはできませんが、あくまで一例として、「複合繊維(ナイロン/ポリエステル)」等と表示することになります。</p>
7	<p>【繊維の名称を示す用語の整理】 今回、指定用語には入らなかった動物の“ビキューナ”はどのように表示すればよいですか？</p>	<p>「毛 100%」または「毛(ビキューナ) 100%」と表示できます。</p>